## 第98回定時総代会議案

報告事項	I. 2019年度事業報告の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁
	Ⅱ. 2019年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件・・・・・・・・・・・34頁
	Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件・・・・・・・・・・・・ 48頁
決 議 事 項	
第1号議案	2019年度剰余金処分案承認の件・・・・・・・・・ 52頁
第2号議案	社員配当準備金分配の件・・・・・・・・・・・ 53頁
第3号議案	取締役11名選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65頁
第4号議案	監査役4名選任の件····· 70頁

富国生命保険相互会社

### (添付書類)

報告事項 I.2019年度事業報告の件

### 1. 保険会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

### [主要な事業内容]

当社は生命保険業免許に基づき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

### [経済情勢と業界動向]

2019年度のわが国経済は、前半は米中貿易摩擦の影響による外需の低迷などから回復の動きに足踏み感がみられ、後半は消費税率引上げに伴う家計負担の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出手控えなどの自粛ムードの強まりなどにより悪化しました。海外経済については、米中貿易摩擦の影響などにより成長ペースが鈍化傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての出入国制限や外出制限などの影響から多くの国で経済活動が停滞し、悪化しました。金融政策については、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題などに伴う先行き不透明感の強まりを受けて、FRB(米連邦準備理事会)は7月に10年半ぶりの利下げに踏み切り、ECB(欧州中央銀行)は9月に利下げや量的緩和政策の再開などを決定しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、FRBはゼロ金利政策と国債などの買入れ規模を無制限とする量的緩和政策に踏み切り、ECBは量的緩和政策を大幅に拡大しました。また、日本銀行はETFなどの買入れペースの上限引上げなどにより金融緩和の強化を図る一方、イールドカーブ・コントロールについては金利誘導目標を据え置きました。

金融資本市場については、米中貿易交渉の動向や各国中央銀行の金融政策を巡る思惑に 左右される展開が続きましたが、2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から変動率が高まりました。長期金利の指標となる10年国債利回りは、米中貿易摩擦の激化から夏場にかけてマイナス0.2%台後半まで低下する局面もありましたが、概ね日本銀行のイールドカーブ・コントロールの金利誘導目標である0%程度で推移しました。新型コ ロナウイルスの感染拡大に伴って欧米金利が過去最低水準まで低下するなかでも、0.005%で期末を迎えました。株価については、米中貿易交渉の動向に左右されつつも、世界的な金融緩和の動きや米中の第一段階の通商合意などを受けて日経平均株価で一時24,000円台まで上昇しましたが、年度終盤に新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の悪化懸念から急落し、前年度末を約2千2百円下回る18,917円で期末を迎えました。為替レートについては、対ドルでは、概ね105円から110円のレンジでの推移が続いた後、3月上旬に101円台となるなど年度末にかけてリスク回避の動きなどから乱高下し、期末は前年度末比約2円の円高となる109円近辺となりました。

生命保険業界においては、長寿化やライフスタイルの変化に伴う保険ニーズの変化に応じて、健康増進型や医療・介護等の保険商品・サービスを提供する動きが引き続き見られました。

保険販売面では、法人向け定期保険について、国税庁が6月に本保険に係る法人税基本 通達を一部改正したことを受け、保険本来の機能ではない部分が過度に強調されないよう、 適切な募集態勢の整備が行なわれました。また、外貨建ての貯蓄性商品については、苦情 が多数発生したことを受けて、各社において販売時における情報提供の充実や研修など、 募集人教育の向上を図る動きが見られました。2月には、生命保険協会が現行の業界共通 教育制度に「外貨建保険販売資格試験」を追加創設することを決定しました。

生命保険業界がお客さまの視点に立ち社会から信頼され続けていくため、生命保険協会は、7月にお客さまの最善の利益を追求する顧客本位の業務運営を徹底していくことが重要との考えを示しました。12月には、全生命保険会社を対象とした取組みに関するアンケートの結果について公表・フィードバックを行い、顧客本位の業務運営のさらなる高度化に向け業界を挙げて取り組んでおります。また、金融庁から8月に公表された「利用者を中心とした新時代の金融サービス〜金融行政のこれまでの実践と今後の方針〜(令和元事務年度)」においても、保険商品の販売現場における顧客本位の業務運営の定着の重要性が示されています。

国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の在り方について議論するため、金融 庁は5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置しました。 有識者会議では、規制導入に伴う保険契約者をはじめとするステークホルダーへの影響や 制度設計上の論点等について議論されています。

金融機関が主体的に創意工夫を発揮することができるよう、金融庁は12月に検査マニュアルを廃止しました。金融行政が、従来の形式的なルール・ベースから、ルールとプリンシプル(原則)のバランス重視へと移行することで、各社は多様で主体的な創意工夫や横並びではない取組みが求められることになります。

また、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響に伴い保険契約者との対面での手続が 困難となる状況を踏まえ、金融庁より生命保険協会に対して保険契約の円滑な継続等に支 障を来たさない対応をするよう要請がありました。これを受けて生命保険協会は、3月に 業界として保険料払込猶予期間の延長措置等の対応をしていく旨を各社に通知し、各社は その取扱いを公表しました。

#### [事業の経過]

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」 のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM(統合的リスク管理)の推進に引き続き取り組んでおります。

### ① 100 周年プロジェクト

2023年11月に創業100周年を迎える当社は、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」(ザ・ミューチュアル)というコンセプトのもと、100周年プロジェクトに取り組んでおります。「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいであり、次の100年に向け進化する次代の"相互扶助"のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあう、真の"相互扶助"を体現する組織を目指す当社の決意でもあります。

この「THE MUTUAL」体現の推進エンジンとして分科会活動をスタートしました。「NEXT100」の名称のもと、11のテーマで活動を展開しております。

テーマのひとつに、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、発信していく「FIND THE MUTUAL」という活動があります。2019年度は、5支社(奈良、熊本、東京、京都、池袋)で取材を行い、100周年特設WEBサイトや新聞広告などで公開しました。47都道府県62支社でリレーしながら、次代の"相互扶助"とは何かを考え、模索し、発信することで、当社への共感の輪を大きく広げてまいります。

100周年に向けて、当社が脈々と受け継いできた"相互扶助"の過去、現在、そして次 代の"相互扶助"である「THE MUTUAL」を引き続き発信し、100周年を迎えたと き、当社に関わるすべての人と笑顔で共感しあえる会社となることを目指してまいります。

### ② 中期経営計画

当社は、2019年度から2021年度にかけての中期経営計画を開始しました。

前中期経営計画より引き続き「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社とな る」をビジョンとし、このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」、すな わちES(従業員満足度)の向上がCS(お客さま満足度)の向上に繋がる好循環を作り 上げることを主要なテーマの1つとしております。もう1つのテーマとして、10年後のあり たい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現 に向け、①人口動態の変化に対応した国内市場における持続可能なビジネスモデルの構築、 ②他社(異業種)との連携・協業による差別化された商品・サービスの提供、③Face to Faceを引き続き行っていくためのIT投資の3つの具体的課題に取り組んでおります。

この2つの主要なテーマを踏まえて、本社各部門では「持続的成長のための好循環」の カテゴリー別にアクションプランを策定し、また、「長期経営ビジョンの実現」に向けた 取組みについては、本社企画部門を中心としてアクションプランを策定し、それぞれ実行 しております。各支社ではお客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計 委員会」において、「お客さま満足度の向上」に取り組んでおります。

併せて、「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促 すことを目的として、全職員を対象に、部門毎にディスカッションを中心とした研修「お 客さま基点活動」を実施しております。「お客さま基点」を価値観として行動できる人材 を育成することが、結果としてお客さま満足度の向上につながっていくとの認識のもと、 継続して実施しております。

中期経営計画のビジョンの実現に向け、全役職員が一丸となり努力してまいります。

### 【中期経営計画ビジョン】

### 徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる

### 主要なテーマ

### 持続的成長のための好循環の構築

長期経営ビジョン(お客さま満足度No.1

の生保会社となる) 実現に向けた取組み



- ① 人口動態の変化に対応した国内市場におけ る持続可能なビジネスモデルの構築
- ② 他社(異業種)との連携・協業による 差別化された商品・サービスの提供
- ③ Face to Faceを引き続き行っていくため のIT投資・フィンテックの活用

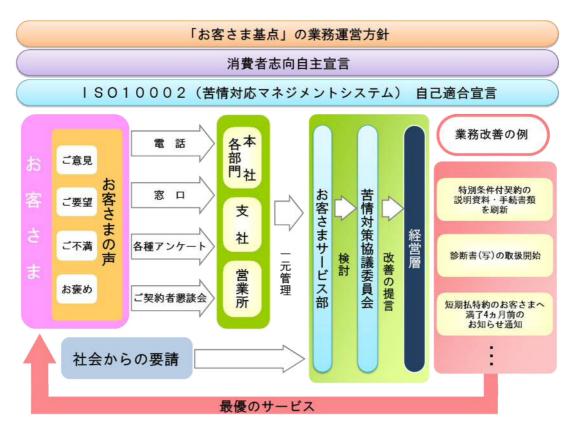
### ③ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

#### (方針1) 「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」の もと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の「原点」としている当社において、最上位の方針と位置づける『「お客さま基点」の業務運営方針』については、毎年振り返りを行っており、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行っております。「お客さま基点」の業務運営の評価指標(KPI)として設定している「他者加入推奨意向」は、本年度に実施したご契約者アンケートにおいて上昇しました。

(方針2) お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み



お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基 点」での最優のサービスを提供し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取 り組んでおります。2019年度に実施した取組みは次の通りです。

当社では、保険契約時の告知内容により、特別保険料領収法などの特別条件を付加して保険をお引受けする場合があります。お客さまに特別条件を正しくご理解いただくため、説明資料を新規作成し、あわせて「特別条件承諾書」を刷新することで、わかりやすさの向上を図りました。

これまで、入院や手術給付金請求時の必要書類である当社所定の「入院・手術証明書(診断書)」について、所定の要件を満たしていれば、他社及び病院独自様式の診断書(原本)の代用を可能としておりましたが、診断書(写)についても、同様の取扱いを開始したことにより、請求時の利便性を高めました。

保険料の払込を完了した短期払契約においては、付加されている特約の保険期間満了 に関する錯誤が生じることのないように、特約の保険期間満了の4ヵ月前にお知らせする 取組みを始めました。

保険料振替口座の変更等をされたお客さまに送付する案内通知については、これまでにお客さまから寄せられた声を参考に「保険料払込方法等変更手続完了のお知らせ」として刷新し、保険料払込状況の記載やレイアウトの変更を行うなどお客さまに寄り添ったわかりやすさの向上を図りました。

(方針3) お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客さま一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

10月には、主力商品「未来のとびら」の新たな販売形態として、認知症にフォーカスした介護保障プラン「ずっとあんしんケアダブル」の取扱いを開始しました。「ずっとあんしんケアダブル」は、複数の特約を自在に組み合わせて死亡・就業不能・介護等のリスクを総合的にカバーすることを主眼とする「未来のとびら」において、「介護終身年金特約<認知症加算型>」 1 特約のみでの加入を可能とした戦略商品です。これにより、シニア層に対し今後不安が高まる認知症や介護への重点的な備えを提供できるようになりました。

このプランの発売にあわせて、契約者向け付帯サービスのラインアップにセコム株式会社が提供する「セコムみまもりホン」を追加しました。これにより、救急通報・家族間での安否確認・現場急行など、高齢者や持病のある方とそのご家族のニーズに沿ったサービスの利用を可能としました。

また、入院や在宅療養で働けなくなったときの収入の減少をカバーする特約として従来の「就業不能保障特約」をバージョンアップし、短期・長期それぞれの就業不能のリスクに対して1つの特約で備えることを可能とした「はたらくささえプラス」〔就業不能保障特約(2020)〕を2020年4月1日より発売しております。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用したFace to Faceによる きめ細かなコンサルティングセールスを実践しております。「PlanDo」に搭載した提案 ツール「ライフコンパス」により、ライフステージにあわせた必要保障額のシミュレー ションを行いながら、お客さまの状況に即した最適なプランを設計・提案するよう努めて おります。

また、4月よりフコク赤ちゃんクラブ会員特典として、LINEや電話を通じて、小児 科医や産婦人科医に無料で相談できるサービスの導入を開始しました。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、 お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。

### (方針4) お客さまへの情報提供の充実

商品パンフレットのほか、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をシリーズ化した資料「データNAVI」や「がん基礎知識と解説」、「ちょうどいい安心の考え方」などの冊子を適宜ご提供しております。

10月の「ずっとあんしんケアダブル」発売にあたり、商品内容をわかりやすく伝えるだけでなく、認知症や介護に関する詳細なデータを提供し、お客さまが正しい情報に基づいて保険をご検討いただける商品パンフレットを作成しました。また、お客さまの性別や家族構成、意向によって必要な介護や認知症の保障を検討できる資料を作成し、幅広い有益な情報をご提供することに努めております。

2020年4月発売の「はたらくささえプラス」において、お客さまへ提供できるツールの 充実はもちろんのこと、非対面時にも効果的な情報提供ができるよう、ホームページ上 に新特約の特集サイトを設置し、商品内容を説明する動画や働けなくなったときの不足 金額のシミュレーションができる機能等のコンテンツも充実させてまいります。

また、当社は相互会社として、配当還元の充実を通じてお客さまの実質的な保険料負担の軽減を図っております。「社員配当金」の仕組みなどを解説する動画を作成し、ホームページでの公開に加えて、「PlanDo」を利用しお客さまとともに視聴できるようにするなど、様々な媒体を用いた情報提供に努めております。

#### (方針5) お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払に至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでおります。

お客さまの申出、解約、保険金・給付金などの手続を正確かつ迅速に行うため、重点指標を定めて取り組み、お客さま満足度の向上に努めております。

5月より個人契約の住所変更手続について、お客さまは書類の記入・提出をする必要がなく、ペーパーレスで手続が完結するようになりました。

毎年8月、すべてのご契約者に契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」を送付しております。この冊子に関するお客さまからの照会に、よりスピーディーな対応を図るために、お客さまに送付された「フコク生命だより」をお客さまアドバイザーが「PlanDo」で閲覧できる仕様に変更しました。

また、8月より70歳以上の全てのお客さまの現在状況を確認するとともに、入院請求や 受取人変更などの手続にもれがないか確認を行っております。

10月より、「先進医療給付金直接支払サービス」を開始しました。技術料が高額になる「重粒子線(炭素イオン線)治療」や「陽子線治療」などの先進医療について、当社から医療機関へ直接治療費をお支払することで、お客さまに経済的な負担をかけずに安心して治療を受けていただくことが可能となりました。

### (方針6) お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

海外主要中央銀行の金融緩和などを受け、世界的に長期金利が低位で推移したことから、 内外の公社債への投資を抑制しました。収益性を維持するため、国内株式について株価が 下落した局面を捉え、安定した配当が見込める銘柄を選別して、リスクを適切にコント ロールしつつ積み増しました。新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から金融資本市 場の変動率が高まった年度終盤には、含み益が大幅に増加した内外の国債を一部売却する 一方、その資金の一部を割安と判断した内外の社債に振り向けるなど金融資本市場の変動 に機動的に対応し、収益性の確保に努めました。

加えて、PRI(責任投資原則)の署名機関として、収益性を確保しつつ持続可能な社会の実現に貢献するため注力しているESG投融資については、運用報酬の一部をがん研究機関に寄付するファンドへの投資や、債券投資を通じて障がい者支援の重要性を発行体と投資家が共に提起する世界初の案件などに取り組みました。

また、スチュワードシップ活動については、主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行ったほか、対話の実効性をさらに高めるべく主要企業の訪問後に当社の提言の有用性や対話の深度等に関するヒアリングを実施しました。対話の実施状況や議決権の行使などについて、社外委員を委員長とする「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

こうした取組みのほか、中長期的な資産運用の競争力のさらなる強化を図るべく、資産運用会社ミューズニッチ社(本社:米ニューヨーク)と5月に欧州社債運用に係る覚書を締結しました。同社並びに主に米国社債運用に係る提携をしているペイデン&リゲル社(本社:米ロサンゼルス)へのトレーニー派遣の継続や、両社との外国社債運用に関する意見交換を通じた運用ノウハウの獲得などにより、機関投資家としての目利き力強化に努めるとともに、資産運用の高度化を実践しうるグローバルな視野を有する人材の育成に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、残高を積み増した国内株式の配当金増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比9億円増加の

1,563 億円と前年度に引き続き過去最高を更新しました。資産運用収支については、内外の株価の大幅な下落を受けて有価証券評価損を計上した一方、内外の公社債を中心に有価証券売却益を計上したことなどから、同12億円増加の1,361億円となりました。

有価証券の含み益については、内外の株価下落などにより国内株式の含み益が減少し、 外国株式等が含み益から含み損に転じたことなどから、前年対比 1,264 億円減少の 6,590 億円となりました。また、土地の含み益は、同 79 億円増加の 1,533 億円となりました。

### (方針7) 利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益 が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管 理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

### (方針8)「お客さま基点」を実践できる人づくり

創業理念のさらなる浸透を通じ、「お客さま基点」 を実践できる人づくりに取り組んでおります。具体的には、創業に込められた「ご契約者本位」 という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、引き続き研修の充実を図るとともに、管理職層に対してあらためて理念教育の重要性を徹底しました。あわせて、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」 を参加者に考えてもらう場づくりとして、社長自らが「お客さま基点」 への想いを直接語る「車座ミーティング」 を継続実施しました。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。

また、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティ(多様性) を意識した人づくりに取り組みました。

### ④ コンプライアンス態勢

コンプライアンスについては法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」 に通じるとの認識のもと、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して

実施するなど、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。

また、3 月には、コンプライアンス・リスク管理を視野に入れ広くコンプライアンスを 推進すべく、コンプライアンスに関する基本方針をはじめとする関係諸規程を改正し、コ ンプライアンス推進体制の再構築を実施しました。

さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、 コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、9月にリスク評価書の見直しを行うなど、さらなる態勢充実に向けて取り組んでおります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引ごとに相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引の未然防止を 図ってまいります。

#### ⑤ リスク管理態勢

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク、大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う5つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進しており、適切なリスク・テイクによる好循環の実現を目指しております。

保険引受リスク管理については、引き続き死亡・介護・医療を中心としたリスク・テイクを推進しており、VaR (予想最大損失額)に基づくリスク量が危険差益の範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

資産運用リスク管理については、引き続き自己資本の充実度状況とリスク・リターン効率を踏まえたリスク・テイクを推進しており、VaRに基づくリスク量がリスクバッファーの範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

サイバーセキュリティ管理については、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催の分野横断的演習への参加や、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練の実施などにより、サイバー攻撃への対応力の強化を図っております。

コンプライアンス・リスク管理については、統合的リスク管理の対象として、潜在的なリスクも含めた網羅的なリスクの洗い出し、重要なリスクの特定及びその重点的な管理を行います。同管理の一環として、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化に向けた取組みを進めるとともに、欧州の事例に基づき、商品ライフサイクルに基づくコンダクトリスク管理のフレームワークを策定しました。

リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)については、日本でも議論が進められて

いる経済価値ベースのソルベンシー規制に関して、その導入が引き起こす経営行動をすで に同規制が導入されている欧州の事例に基づき考察し、リスク選好の在り方を整理しまし た。併せて、健全性指標の充足状況やリスク・リターン効率指標の活用状況を定期的に把 握するとともに、内部モデルの高度化に向けた検討を進めました。

引き続き自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理のさらなる推進とERM態勢の さらなる強化を図ってまいります。

#### ⑥ 経営の健全性の確保及び配当還元の充実

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率が1,290.8%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆7,094億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」(格付けの方向性/安定的)、スタンダード&プアーズより「A」(アウトルック/安定的)、ムーディーズより「A2」(格付けの見通し/安定的)の格付けを取得しております。

自己資本の充実については配当還元とのバランスをみながら内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。当期においては、危険準備金105億円、価格変動準備金114億円及び追加責任準備金163億円の積増しを行いました。また、2014年に募集した基金100億円を8月に償却し、同月に基金120億円を再募集しております。

配当還元についてはご契約者の期待を踏まえてさらなる充実に努めており、保険料の割引ではなく保険金や給付金の支払実績等に応じた配当の実施により、実質的な保険料負担の軽減を図っております。2019年度決算においては、安定的に利益が確保され内部留保への貢献も大きい医療保険を対象に、入院給付金のお支払が無いご契約に対する配当(健康配当)を増配し、さらに保険期間を通じて入院給付金のお支払が無いまま満期を迎えられたご契約に対しては特別配当を新たに実施する予定です。これにより個人保険分野の増配は8年連続となります。

#### ⑦ コーポレートガバナンス基本方針の実行

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を実施したことに加え、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応として、基本方針の内容を改正しております。

### [事業の成果]

以上の結果、2019年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

### ① 保有契約の状況

当期末の保険金額にもとづく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆5,577億円(前年対比0.5%減)、減少契約高が1兆8,325億円(前年対比0.4%減)となり、年度末保有契約高は24兆8,855億円(前年対比1.1%減)となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆6,052億円(前年対比1.7%増)、団体年金保険の年度末保有契約高は

2兆2,334億円(前年対比2.0%増)となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が148億円(前年対比2.9%減)、年度末保有契約が3,851億円(前年対比2.9%減)となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が75億円(前年対比1.4%増)、年度末保有契約が1,135億円(前年対比1.3%増)となりました。

【保険金額】 (単位:億円,%)

[ ] [ ] [ ]					(     == -1	EX 1 3 , 70 /
		2016年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	(当期) 増減率
	年度始保有契約高	234, 174	231, 606	227, 653	226, 080	△ 0.7
個 人 保 険	新 契 約 高	15, 601	13, 814	15, 445	15, 288	△ 1.0
( 保 障 額 )	減少契約高	18, 170	17, 767	17, 018	17, 073	0.3
	年度末保有契約高	231, 606	227, 653	226, 080	224, 295	△ 0.8
	年度始保有契約高	27, 833	27, 903	26, 684	25, 523	△ 4.4
個人年金保険 年金原資	新 契 約 高	1, 582	211	215	289	34. 6
及び	減少契約高	1, 512	1, 429	1, 376	1, 252	△ 9.0
し 責任 準 備 金 丿	年度末保有契約高	27, 903	26, 684	25, 523	24, 560	△ 3.8
	年度始保有契約高	262, 008	259, 509	254, 338	251, 603	△ 1.1
個 人 保 険	新 契 約 高	17, 184	14, 025	15, 660	15, 577	△ 0.5
個人年金保険	減少契約高	19, 683	19, 196	18, 394	18, 325	△ 0.4
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	年度末保有契約高	259, 509	254, 338	251, 603	248, 855	△ 1.1
団 体 保 険 ( 保 障 額 )	年度末保有契約高	171, 515	170, 732	173, 064	176, 052	1. 7
団体年金保険(責任準備金)	年度末保有契約高	21, 567	21, 803	21, 890	22, 334	2. 0

<sup>(</sup>注)1.個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

<sup>2.</sup> 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

【年換算保険料】 (単位:億円,%)

			2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	(当期) 増減率
個	人保険	新 契 約	212	148	146	140	△ 4.4
	人 保 険	年度末保有契約	2, 779	2, 747	2,724	2, 692	△ 1.1
/IEI	人年金保険	新 契 約	50	6	6	8	32. 3
	八千金休阪	年度末保有契約	1, 343	1, 296	1, 240	1, 158	△ 6.6
個	人 保 険	新 契 約	263	154	152	148	△ 2.9
個	人年金保険	年度末保有契約	4, 123	4, 043	3, 964	3, 851	△ 2.9
	うち医療保障・	新 契 約	78	77	74	75	1. 4
	生前給付保障等	年度末保有契約	1, 091	1, 107	1, 120	1, 135	1.3

- (注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
  - 2.「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
  - 3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

### ② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が増加したことにより5,335億円(前年対比1.5%増)となりました。また、資産運用収益は1,950億円(前年対比6.3%増)となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,533億円(前年対比1.4%増)となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,391億円(前年対比6.1%減)、責任準備金等繰入額は814億円(前年対比123.4%増)、資産運用費用は588億円(前年対比21.1%増)、事業費は920億円(前年対比1.6%増)となりました。

この結果、経常利益は488億円(前年対比8.3%減)となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額114億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を31億円計上した結果、当期純剰余は341億円(前年対比7.4%減)となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期未処分剰余金は579億円(前年対比4.5%減)となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金315億円、基金償却準備金24億円などをあわせて341億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は834億円(前年対比8.6%減)となりました。

(単位:億円,%)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	(当期)
	2010 平及	2017 平及	2016 平及		増減率
経常収益	7, 431	7, 497	7, 183	7, 418	3. 3
うち 保険料等収入	5, 744	5, 672	5, 256	5, 335	1. 5
うち 資産運用収益	1, 601	1, 736	1,834	1, 950	6. 3
経常費用	6, 890	6, 932	6, 649	6, 929	4. 2
うち 保険金等支払金	4, 891	5,011	4, 679	4, 391	△6.1
うち 責任準備金等繰入額	492	446	364	814	123. 4
うち 責任準備金繰入額	491	446	353	813	130. 0
うち 資産運用費用	445	396	485	588	21. 1
うち 事業費	872	884	906	920	1.6
経常利益	541	564	533	488	△8.3
特別利益	2	2	0	0	△91.5
特別損失	144	140	158	116	△26. 3
うち 価格変動準備金繰入額	141	133	154	114	△25. 9
当期純剰余	366	408	368	341	△7. 4
当期未処分剰余金	604	645	606	579	△4. 5
基礎利益	889	974	912	834	△8.6

### ③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は1,062億円増加し、6兆7,908億円(前年対比1.6%増)となりました。このうち、有価証券は5兆3,446億円(前年対比4.0%減)となり、貸付金は5,654億円(前年対比0.8%増)となりました。

負債の部では、責任準備金は813億円増加し、5兆6,949億円(前年対比1.4%増)となりました。このうち、追加責任準備金については163億円を積み増し、1,036億円(前年対比18.8%増)となり、危険準備金については105億円を積み増し、2,150億円(前年対比5.2%増)となりました。価格変動準備金は114億円を積み増し、1,227億円(前年対比10.3%増)となりました。

純資産の部は、5,400億円(前年対比9.5%減)となりました。

(単位:億円,%)

	0016 左座士	0017 左座士	0010 左座士	2019 年度(	当期)末
	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末		増減率
資産の部	65, 656	66, 266	66, 845	67, 908	1.6
うち有価証券	53, 696	54, 587	55, 678	53, 446	△4. 0
うち 公社債	28, 725	28, 476	28, 037	27, 003	△3. 7
うち 株式	6, 795	7, 680	6, 961	6, 319	△9. 2
うち 外国証券	17, 227	17, 355	19, 536	18, 945	△3.0
うち 貸付金	6, 277	5, 937	5, 611	5, 654	0.8
うち不動産	2, 144	2, 136	2, 125	2, 153	1.3
負債の部	59, 824	60, 351	60, 879	62, 508	2.7
うち 責任準備金	55, 335	55, 781	56, 135	56, 949	1.4
うち 追加責任準備金	726	788	872	1, 036	18.8
うち 危険準備金	1, 710	1, 870	2, 044	2, 150	5. 2
うち 社債	1, 919	1, 919	1, 919	1, 919	0.0
うち 価格変動準備金	824	957	1, 112	1, 227	10.3
純資産の部	5, 831	5, 914	5, 966	5, 400	△9. 5
うち 基金の総額	1, 160	1, 160	1, 160	1, 280	10.3
うち 剰余金	1, 294	1, 355	1, 336	1, 230	△8.0
うちその他有価証券評価差額金	3, 335	3, 356	3, 427	2, 847	△16. 9

#### [会社が対処すべき課題]

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。2023年に創業100周年を迎えるにあたり、企業活動本来の目的を見失うことなく、改めて経営理念の徹底を図り、真摯にその具現化に取り組んでまいります。併せて、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」を探求し、引き続き発信してまいります。

デジタル経済が進展しIT化が進めば進むほど、人間はハイタッチ(人間的な触れ合い)を求めるようになると言われており、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性はさらに増しています。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。お客さまアドバイザーのさらなる質の向上を図りながら、その陣容を強化していくことが課題のひとつであると認識しております。

社会・経済環境が大きく変化するなかで、当社が持続的に成長していくためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠であると考えております。特に、超低金利環境の継続や、先の見えない新型コロナウイルスの感染拡大は、保険販売面及び資産運用面での大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理をさらに推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用及びリスク管理の高度化などに引き続き取り組んでまいります。とりわけ、新型コロナウイルスのような未知の感染症への対応は、一過性ではなく長期的な課題として認識し、取り組む必要があります。Face to Faceの活動とIT活用の両立という新しい課題にも取り組んでまいります。

また、当社は保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えております。そのために、内部留保の積上げを図るとともに必要に応じて外部からの資本調達を行い、引き続き外部環境の変化に対して頑強な自己資本の構築に努めてまいります。同時に、相互会社である当社は配当還元のさらなる充実を通じて、お客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ることが使命であると考えております。

この保険会社としての責務と相互会社としての使命を果たしていくために、当社はお客さまの利益を守ることだけを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してまいりました。こうした企業としての在り方が、信頼へとつながり、お客さまに安心していただくことができるものと考えております。生命保険とはお客さまの一生涯にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもと、お客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

### (2) 財産及び損益の状況の推移

	区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度 (当期)
		億円	億円	億円	億円
年	個 人 保 険	231, 606	227, 653	226, 080	224, 295
度末	個人年金保険	27, 903	26, 684	25, 523	24, 560
契	団 体 保 険	171, 515	170, 732	173, 064	176, 052
約	団体年金保険	21, 567	21, 803	21, 890	22, 334
高	その他の保険	359	364	366	367
		百万円	百万円	百万円	百万円
保	険 料 等 収 入	574, 427	567, 210	525, 605	533, 527
資	産 運 用 収 益	160, 197	173, 641	183, 473	195, 037
保	険 金 等 支 払 金	489, 162	501, 181	467, 917	439, 176
経	常 利 益	54, 113	56, 469	53, 315	48, 899
当	期純剰余	36, 674	40, 868	36, 834	34, 113
社」	員配当準備金繰入額	34, 592	38, 630	34, 671	31, 547
総	資產	6, 565, 647	6, 626, 609	6, 684, 576	6, 790, 871

<sup>(</sup>注)1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始 後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。

### (3) 支社等及び代理店の状況

	区	分		前	期	末	当	期	末	当期増減 (△)	
						店			店		店
支			社			62			62		0
営	業		部			10			10		0
営	業		所			467			464	۷	73
	計					539			536	۷	73
代	理		店			1, 161			1, 109	Δ	52

<sup>2.</sup> 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。

<sup>3.</sup> その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高の合計を記載しております。

### (4) 使用人の状況

						当期	当	期末現	在
	区	分		前期末	当期末	増減(△)	平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
				名	名	名	歳	年	千円
内	務	職	員	2,871	2, 861	△10	44. 9	16. 1	351
営	業	職	員	9, 818	10, 323	505	43. 4		

### (5) 主要な借入先の状況 該当事項はありません。

### (6) 資金調達の状況

2019年8月7日に120億円の基金の追加募集を行いました。この追加募集により、基金の総額(基金償却積立金の額を含む。)は、1,280億円となりました。

### (7)設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

⇒几件北次 小幼姑	保険及び保険関連事業	10, 598
設備投資の総額	資産運用関連事業	7, 676

### ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内	容	金額
投資用不動産(建物)の改修	保険及び保険関連事業	155
(東京都千代田区所在)	資産運用関連事業	2, 492

### (8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	損害保険・生命 保険の募集業務	1952年 10月1日	百万円	% 87. 6
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	生命保険料の収 納業務	1980年 10月20日	百万円	% 92. 5
富国生命投資顧問株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目3番1号	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	1986年7月24日	百万円 498	99. 0
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	生命保険の募集 に関する業務の 受託	1994年4月1日	百万円 50	% 100. 0
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	当社印刷物の作成・発送業務の 受託、物品の斡旋・販売業務	1995年 12月1日	百万円 50	% 100. 0
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号	生命保険業	1996年 8月8日	百万円 35, 499	% 89. 6
フコク情報システム 株式会社	東京都千代田区東神田 一丁目7番8号 (千葉県印西市大塚 二丁目10番地)	コンピュータシ ステム及び情報 通信システムの 企画・設計・開 発・保守・運用 管理業務	2002年 4月1日	百万円 300	% 60. 0
富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社	3rd Floor, Baltic Exchange, 38 St. Mary Axe, London, EC3A 8EX, U.K.	金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務	1990年9月5日	万英ポンド 400	% 100. 0
富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社	Times Square Tower, 7 Times Square, 35th Floor, New York, NY 10036 U.S.A.	金融商品に係わる投資運用業務 及び投資助言業 務	2002年3月1日	万米ドル 400	% 100. 0
富国生命インベストメント (シンガポール)株式会社	80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898	投資助言業務、アジアにおける金融経済保険市市会議を保険する調査業務	2014年 4月1日	万シンガボールドル 200	% 100. 0

<sup>(</sup>注) 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム㈱の()内は主たる事務所の所在地です。

# (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況 該当事項はありません。

# (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

### 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
米山	好映	代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当	日本信号株式会社 取締役	
藤原	利秀	取締役 副社長執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部・ 年金コンサルティング部 担当		
櫻井	祐記	取締役 専務執行役員 中期経営計画 担当 市場開発部・総合営業推進部 担当	株式会社オリエントコーポレーション 監査役	
林	俊勝	取締役 専務執行役員 秘書室・総務部・人事部・経理部・ 主計部・関連事業部 担当		
吉村	博人	取締役(社外役員)		
柳	正憲	取締役(社外役員)	一般財団法人日本経済研究所 理事長 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役	
北村	康幸	取締役 執行役員 コンプライアンス統括部・ 支払監査室・監査部 担当		
渡部	毅彦	取締役 執行役員 有価証券部・財務投資部・特別勘定運用 室・財務企画部・不動産部 担当		
黒田	啓一	取締役 執行役員 お客さまサービス本部長 法人サービス部・お客さまサービス部・ 契約医務部・保険金部・契約管理部・契 約サービス部・事務企画部 担当		
鳥居	直之	取締役 執行役員 中期経営計画 副担当 総合企画室・リスク管理統括部・財務審 査室・有価証券管理室 担当		
根津	嘉澄	監査役(社外役員)	東武鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社松屋 取締役	
指田	禎一	監査役(社外役員)		
高橋	恭平	監査役(社外役員)	昭和電工株式会社 相談役 丸紅株式会社 取締役	
吉澤	啓	監査役(常勤)		
中尾	真司	監査役(常勤)		

### 当該事業年度中に退任した会社役員は次のとおりです。

	CT TEE CT EN	1	1
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
秋山 智史	取締役会長		2019 年 7 月 2 日 取締役会長退任
一色 浩三	取締役(社外役員)		2019年7月2日 取締役退任
古屋 勝正	取締役		2019 年 7 月 2 日 取締役退任

### 2020年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

氏	名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木	修	常務執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当		
市川	親司	執行役員 総合営業推進部長 総合営業推進部 担当		
大森	丈史	執行役員 業務部長 業務部 担当		
有田	親央	執行役員 市場開発部長 市場開発部 担当		2020 年 3 月 31 日 執行役員退任
山田	一郎	執行役員 有価証券部長 有価証券部 担当		
近藤	健	執行役員 人事部長 人事部 担当		
砂本	直樹	執行役員 リスク管理統括部長 リスク管理統括部 担当		
浅見	直幸	執行役員 不動産部長 不動産部 担当		
重松	秀明	執行役員 総合企画室長 総合企画室 担当		
星野	光浩	執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当		
栗原	浩孝	執行役員   大阪北支社長兼近畿ブロック長   大阪北支社・近畿ブロック 担当		2020 年 3 月 31 日 執行役員退任

### (2) 会社役員に対する報酬等

(2) 会社役員に対する報酬等	(単位:百万円)	
区 分	支給人数	報酬等
取 締 役	13 名	331
監査役	5名	88
計	18名	418

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
  - 2. 支給人数及び報酬等の額には、2019年7月2日に退任した取締役3名及び当該取締役に対する報酬が含まれております。
  - 3. 取締役の報酬限度額は総代会決議 (2007年7月3日開催) により、年額5億円以内と定められております。 (報酬限度額には使用人分の給与及び賞与は含みません。)
  - 4. 監査役の報酬限度額は総代会決議 (2007年7月3日開催) により、年額1億円以内と定められております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
吉村 博人	
柳 正憲	当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、
根津 嘉澄	当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条 第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責
指田 禎一	第 1 頃に規定する取低負任限及額を限及とした損害賠負負任を負りものとする員     任限定契約を締結しております。
高橋 恭平	

### 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
吉村 博人	該当事項はありません。
柳 正憲	同氏は一般財団法人日本経済研究所の理事長であります。当社は、一般財団法人日本経済研究所との間に特別な関係はありません。また、同氏は近鉄グループホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は、近鉄グループホールディングス株式会社の株式、債券を保有しております。
根津 嘉澄	同氏は東武鉄道株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であります。当社は、東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。また、同氏は株式会社松屋の社外取締役であります。当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
指田(禎一	該当事項はありません。
高橋 恭平	同氏は丸紅株式会社の社外取締役であります。当社は、丸紅株式会社と融資の取引があるほか、同社の株式、債券を保有しております。

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会 への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
吉村 博人	2年9ヶ月	取締役会 13/14 回	警察行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
柳  正憲	9ヶ月	取締役会 8/11 回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、経営全般 に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決 定に必要な重要事項の協議を行っております。
根津 嘉澄	17年9ヶ月	取締役会 13/14 回 監査役会 7/8 回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
指田(禎一	7年9ヶ月	取締役会 14/14 回 監査役会 8/8 回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
高橋 恭平	3年9ヶ月	取締役会 12/14 回 監査役会 7/8回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

<sup>(</sup>注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6名	42	_

(注)上記支給人数及び報酬等の額には、2019年7月2日に退任した取締役1名及び当該取締役に対する報酬が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

### 4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

12,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

3 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
基金拠山有の八名又は名称	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
信金中央金庫	4, 000	33. 3
株式会社日本政策投資銀行	4,000	33. 3
株式会社みずほ銀行	4,000	33. 3

### 5. 会計監査人に関する事項

### (1)会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
きさらぎ監査法人	会計監査人監査に対する	〈報酬等に同意した理由〉
指定社員 安田 雄一	報酬等	監査器では、大力島の聴生を会及である。
指定社員 佐野 修	72	を会及でいるのでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島ののでは、大力島ののでは、大力島ののでは、大力島ののでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島のでは、大力島の、大力島の、大力島の、大力島の、大力島の、大力島の、大力島の、大力島の

(注)当社及び当社子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。

### (2) 責任限定契約

当社は、当該会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

### (3)会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、 その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を 決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル(英国)株式会社及び富国 生命インベストメント(シンガポール)株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の 監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定に よるものに限る。)を受けております。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号にもとづく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針(以下、基本方針)」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

#### <基本方針の運用状況の概要>

# 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定し、取締役会から委任を受けた「法令遵守委員会」がコンプライアンスを推進しています。2019年度においては、「法令遵守委員会」を4回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。また、コンダクト・リスクの観点を含め広くコンプライアンス・リスク管理を実施するために、「法令遵守委員会」を「コンプライアンス委員会」に、「法令委員会」および「情報資産保護委員会」を合併し「コンプライアンス専門委員会」に改編するなどの規程整備を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理に関する諸規程を制定しました。
- ・「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、反社会的勢力との関係を 排除・遮断し不当要求に対しては断固たる姿勢で対応しており、当社及び当社グルー プ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行うとともに、データベースを 活用した反社会的勢力との取引予防や保険契約の重大事由解除を行うことによる取引 解消を行い、関係遮断を推進しています。
- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、マネー・ローンダリング対策の推進等を目的として設置されたマネー・ローンダリング対策委員会において、リスク評価書の見直しやマネー・ローンダリング対策推進のための審議を行い、対策を進めました。
- ・「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

・ 法令及び社内規程に従い、取締役会・常勤取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「リスク管理委員会」が統合的リスク管理を推進し、下部組織として 5 つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。
- ・ 2019 年度は、「リスク管理委員会」を 6 回開催しており、各下部委員会の管理状況を 把握するとともに、南海トラフ巨大地震の減災に向けた取組みの検討等を行ったほか、 次年度より、「コンプライアンス専門委員会」をリスク管理委員会の下部組織として整理し、コンプライアンス・リスクの管理を行うこととしました。また、各下部委員会 について、「保険引受リスク管理委員会」はリスクプロファイルの見直し、支払指数および基準金利の状況など計 10 回、「資産運用リスク管理委員会」は保有有価証券のリスク・リターン分析など計 14 回、「事務リスク管理委員会」は事務ミスの発生状況の審議など計 4 回、「システムリスク管理委員会」はシステム障害の発生状況やサイバーセキュリティの管理状況の審議など計 5 回、「セキュリティー委員会」は自然災害や不慮の事故等にかかる対応の報告のほか、新型コロナウイルス緊急対策本部設置に際し電子会議を実施するなど、計 5 回開催しました。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役会は、業務執行の監督を担い原則月 1 回、2019 年度は 14 回開催しました。また、取締役会の実効性向上を目的として、アンケート形式による実効性評価を行いました。評価結果に基づき、各議案の資料について議論の論点を記載するなど形式の変更を行ったことで、議論の活性化を図るなどの改善を行いました。
- ・ 常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月3回、2019年度は32回開催しました。
- ・「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限 範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

・「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備 及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方 針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取 締役会に報告しております。

- 6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に 関する取組み
  - ・「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる 事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制 などを整備し、適正な運用に努めています。
- 7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み
  - ・ 監査役の職務が実効的に行われるため、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要 会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処 すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報 告を行い、監査役と連携しています。また、監査役が必要とする費用等については適 切かつ迅速に処理しています。
  - ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ち に監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として 不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
  - ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する 職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行 うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、基本方針は適宜見直しを行っており、2020年3月26日開催の取締役会で決議した 基本方針は、次のとおりです。

#### <基本方針全文>

### <内部統制システムの基本方針>

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
  - (1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制
  - ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
  - ② コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理や問題事象の未然予防に向けた取組みを推進する。
  - ③ 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を

定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。

- ④ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社においては、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑤ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、コンプライアンス統括部内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑥ 留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルの作成を毎年行い、役職員に配付することで、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑦ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを取締役会の 決議により策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けの コンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況について は、定期的に取締役会へ報告する。
- ⑧ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口に関する規程」に基づき通報が可能な体制を確保する。
- ⑨ 法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、就業規則、賞罰の手続きに関する規程及び法令・社内規程に違反した場合の措置基準に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑩ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務 執行が適正に行われていることを検証する。

### (2) 反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に断固たる姿勢で対応するための体制

- ① この基本方針及び「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進するとともに、不当要求に対しては断固たる姿勢で対応する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

#### (3)マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制

当社の業務がマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するため、適切な管理を行う。

### (4)お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されること

を防止するため利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行い、持続的成長のための好循環の実現に向けて、自己資本、リスク、リターンの一体的管理を推進する。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会及び主にストレステストとグループリスク管理に係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

- ① 保険引受リスク管理委員会 経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、 会社が損失を被るリスクの管理を行う。
- ② 資産運用リスク管理委員会 市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。
- ③ 事務リスク管理委員会 役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失を 被るリスクの管理を行う。
- ④ システムリスク管理委員会 システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、

システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

また、サイバーセキュリティについては、情報資産の保護やシステムの安定性確保等 のため、適切な対策を講じる。

- ⑤ コンプライアンス専門委員会 役職員のお客さま基点を欠く行為等が顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすこ とにより、会社が信頼を毀損され、さらには損失を被るリスクの管理を行う。
- ⑥ セキュリティー委員会 自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基

づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。
- ③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行 を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。
- ④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正 に遂行されていることの検証を行う。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

### 6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社(以下「子会社」という)における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

### (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等 (取締役等の職務執行状況を含む)の報告を受ける。

### (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

#### (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分 掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援 を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分算規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

# (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・ 改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。

- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行 が適正に行われていることの検証を行う。
- 7. 監査役の職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該 使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
  - ② 監査役の職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、 監査役の承認を必要とする。
- 8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その 他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取 扱いを受けないことを確保するための体制
  - ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定 款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切 な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応 じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
  - ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けない ことを確保するため、必要な規程等を整備する。
- 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
  - ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
  - ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
  - ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以上

### 7. その他

### [経営・相互会社制度運営に関する事項]

(1) 評議員会

6月、11月に評議員会を開催しました。

(2) ご契約者懇談会

1月から2月にかけて全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,241名のご契約者にご出席いただきました。

(3) 総代候補者選考委員会

7月、9月、12月、2月に総代候補者選考委員会を開催しました。

(4) 社員数·総代数

3月末現在の社員数は、1,721,326名、総代数は116名です。

### [社会貢献活動に関する事項]

(1) フコク生命 訪問&チャリティコンサート

プロの音楽家による「本物のクラシック音楽の演奏」を特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」を9ヵ所と、ご来場の皆さまに地域の福祉にお役立ていただく募金へのご協力をお願いする「チャリティコンサート」を9ヵ所で開催しました。

(2) 被災地応援活動

東日本大震災の被災地を応援する活動として、被災地の特別支援学校にて「訪問コンサート」を8ヵ所と、音楽ホールでの「応援コンサート」を2ヵ所で開催しました。なお、「チャリティコンサート」のチャリティ募金の一部は被災地3県へ寄付しました。また、本社ビル内では、被災地3県の特産品販売会を開催しました。

(3) 「ハローキティ」の病院訪問活動

当社イメージキャラクターである「ハローキティ」が子ども病院・小児科病棟などを訪問して、入院中の子どもやそのご家族を応援する活動を5ヵ所で実施しました。

(4) フコク生命(いのち)の森プロジェクト

環境保全活動として、当社が静岡県伊東市に保有する山林における竹害対策を主とした「フコク生命(いのち)の森プロジェクト」を9回開催し、延べ90名の役職員が参加しました。

(5) すまいる・ぎゃらりー

障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2 階商店街において、14校の特別支援学校生徒の美術作品展を開催しました。

(6) 特殊詐欺被害防止活動への協力

社会問題となっている「特殊詐欺」の被害防止に協力するため、お客さまアドバイ

ザーと各都道府県警察が共同で使用可能な特殊詐欺被害防止啓発用のチラシ・ ティッシュを作成しました。既に14都府県の警察にご協力いただき、警察署にチラ シ・ティッシュを配備して頂く、駅前などでお客さまアドバイザーと共同で配布す るなどしてご活用頂いています。

### [商品に関する事項]

(1) 新商品の発売

10月 1日、主力商品「未来のとびら」における認知症にフォーカスした介護保障プラン「ずっとあんしんケアダブル」

### 〔会社役員に関する事項〕

- (1) 2019年2月26日の取締役会決議により、4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が 代表取締役社長 社長執行役員に就任、取締役 藤原 利秀が取締役 副社長執行役員 に就任、取締役 櫻井 祐記、取締役 林 俊勝の2名が取締役 専務執行役員に就任、 取締役 北村 康幸、取締役 渡部 毅彦、取締役 黒田 啓一の3名が取締役 執行役員 に就任、鈴木 修が常務執行役員に就任、鳥居 直之、市川 親司、大森 丈史、 有田 親央、山田 一郎、近藤 健、砂本 直樹、浅見 直幸(新任)、重松 秀明(新任)、 星野 光浩(新任)、栗原 浩孝(新任)の11名が執行役員に就任しました。
- (2) 7月2日の第97回定時総代会において、取締役に米山 好映、藤原 利秀、櫻井 祐記、林 俊勝、吉村 博人、北村 康幸、渡部 毅彦、黒田 啓一の8名が再選、新たに柳 正憲、鳥居 直之の2名が選任され、それぞれ就任しました。 また、秋山 智史、一色 浩三、古屋 勝正の3名は任期満了に伴い取締役を退任しました。
- (3) 7月2日の第97回定時総代会において、監査役に中尾 真司が再選され、就任しました。
- (4) 7月2日の取締役会決議により、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (5) 2月25日の取締役会決議により、3月26日付にて新たに八田 俊一郎が保険計理人に選任されました。また、3月26日、執行役員 砂本 直樹が保険計理人を退任しました。
- (6) 3月31日、任期満了に伴い有田 親央、栗原 浩孝の2名が執行役員を退任しました。

### 2019年度(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	288, 668	保険契約準備金	5, 775, 716
現金	168	支 払 備 金	19, 814
預 貯 金	288, 500	責 任 準 備 金	5, 694, 979
コールローン	230, 000	社 員 配 当 準 備 金	60, 922
買入金銭債権	269	再 保 険 借	86
金銭の信託	24, 156	社 債	191, 935
有 価 証 券	5, 344, 665	その他負債	122, 632
国 債	1, 932, 731	債券貸借取引受入担保金	67, 866
地 方 債	102, 704	未 払 法 人 税 等	6, 002
社	664, 875	未 払 金	2, 783
株式	631, 989	未 払 費 用	10, 689
外 国 証 券	1, 894, 581	前 受 収 益	361
その他の証券	117, 783	預り金	6, 079
貸 付 金	565, 473	預 り 保 証 金	13, 941
保 険 約 款 貸 付	55, 339	金融派生商品	7, 564
一 般 貸 付	510, 133	金融商品等受入担保金	1, 694
有 形 固 定 資 産	219, 475	リース 債務	966
土 地	125, 118	資産除去債務	2, 754
建物	87, 320	仮 受 金	1, 928
リース資産	909	退職給付引当金	23, 519
建設仮勘定	2, 866	価格変動準備金	122, 745
その他の有形固定資産	3, 260	再評価に係る繰延税金負債	14, 213
無形固定資産	23, 791	負債の部 合計	6, 250, 849
ソフトウェア	18, 155	(純 資 産 の 部)	40.000
リース資産	873	基金	12, 000
その他の無形固定資産	4, 762	基金償却積立金	116, 000
世	4	再 評 価 積 立 金	112
再 保 険 貸	111	<b>剩</b> 余 金	123, 054
その他資産	66, 881	損失塡補準備金	3, 176
未 収 金	5, 973	その他剰余金	119, 878
前払費用	2, 508	社員配当平衡積立金	20, 000
未     収     位       預     託     金	28, 268	価格変動積立金 不動産圧縮準備金	41, 000
預   託   金     金   融   派   生   商   品	2, 239 21, 360	不	209 767
世 版 派 生 間 品 仮 払 金	3, 381	当期未処分剰余金	57, 901
その他の資産	3, 148	基金等合計	251, 166
■ ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	29, 397	その他有価証券評価差額金	284, 752
貸 倒 引 当 金	△ 2, 023	土 地 再 評 価 差 額 金	4, 102
	<u> </u>	平 元 平 品 圖 左 殿 显 評 価 · 換 算 差 額 等 合 計	288, 855
		前 価 次 昇 左 ᇠ 守 古 前 純資産の部 合計	540, 021
資産の部 合計	6, 790, 871	負債及び純資産の部 合計	6, 790, 871

#### (貸借対照表の注記)

- 1.(1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
  - (3) 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に 定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って 算出

- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6)貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は0百万円であります。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 10 年 過去勤務費用の処理年数 10 年

- (8) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準第10号) に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行す る外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

- (10) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務 諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象 外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却 し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (12) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
  - ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
  - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。

予定利率が 5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は 74,007 百万円であります。

また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は29,605百万円であります。

- (13) 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (14) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- 2. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。 「時価の算定に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 30 号)、「金融商品に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 10 号)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準適用指針第 31 号)等の公表により、時価の算定方法等が改正されることになります。

強制適用は 2021 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からであり、2021 年度の期首から適用する予定であります。

適用された年度における影響は、現在評価中であります。

3. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用 リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	285 <b>,</b> 545	285,545	_
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	285 <b>,</b> 545	285,545	_
コールローン	230,000	230,000	—
買入金銭債権	269	287	17
貸付金として取扱う債権	269	287	17
金銭の信託	23,156	23,156	_
売買目的有価証券	23,156	23,156	_
有価証券	5,166,760	5,432,119	265,359
売買目的有価証券	66,357	66,357	_
満期保有目的の債券	757,178	879,712	122,534
責任準備金対応債券	892,940	1,035,765	142,825
その他有価証券	3,450,284	3,450,284	_
貸付金	565,473	592,254	26,781
保険約款貸付	55,339	55,339	△ 0
一般貸付	510,133	536,915	26,781
資産計	6,271,205	6,563,363	292,158
社債(*1)	191,935	186,062	△ 5,872
債券貸借取引受入担保金	67,866	67,866	—
負債計	259,801	253,929	△ 5,872
金融派生商品(*2)	13,795	13,795	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,589	3,589	
ヘッジ会計が適用されているもの	10,206	10,206	_

<sup>(\*1)</sup>通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

<sup>(\*2)</sup>デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

- (1) 現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)、コールローン全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。

なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を 把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含 めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は64,787百万円、 非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は5,684百万円、組合出資金等の当年度末におけ る貸借対照表価額は28,169百万円であります。

(3)貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権 については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4) 社債

当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5) 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 金融派生商品
  - ①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。
  - ②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された 価格によっております。
  - ③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。
- 4. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は174,688百万円、時価は321,383百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 588 百万円であります。

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は345,897百万円であります。

6. 貸付金のうち、破綻先債権額は 153 百万円、延滞債権額は 698 百万円、貸付条件緩和債権額は 227 百万円で、その合計額は 1,079 百万円であります。なお、3 ヵ月以上延滞債権額はありません。

上記各金額は、1. (6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は0百万円減少しております。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償 却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年 政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額は171,812百万円であります。
- 8. 特別勘定の資産の額は84,658百万円であります。 なお、負債の額も同額であります。
- 9. 子会社等に対する金銭債権の総額は3,155百万円、金銭債務の総額は1,834百万円であります。
- 10. 繰延税金資産の総額は149,590百万円、繰延税金負債の総額は114,839百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,353百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 93,815 百万円、価格変動準備金 34,368 百万円及び退職給付引当金 11,812 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 110,413 百万円であります。 当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.3%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△23.7%であります。

11. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高 58,176 百万円 前期剰余金よりの繰入額 34,671 百万円 当期社員配当金支払額 31,938 百万円 利息による増加等 13 百万円 当期末現在高 60,922 百万円

- 12. 子会社等の株式は64,787百万円であります。
- 13. 担保に供されている資産の額は、有価証券 78,124 百万円、預貯金 690 百万円であります。 また、担保付き債務の額は 73,400 百万円であります。 なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 63,247 百万円及び受入担 保金 67,866 百万円が含まれております。
- 14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は29百万円であります。
- 15. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は288,967百万円であります。
- 16. 保険業法第60条の規定により基金を12,000百万円新たに募集いたしました。
- 17. 基金 10,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 18. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は9,407百万円であります。
- 19. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

20. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 8,400 百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

- 21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
  - (1)採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

#### (2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	87,060 百万円
勤務費用	3,434 百万円
利息費用	520 百万円
数理計算上の差異の発生額	1,308 百万円
退職給付の支払額	△ 4,386 百万円
期末における退職給付債務	87,938 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	54,880 百万円
期待運用収益	858 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 3,071 百万円
事業主からの拠出額	2,711 百万円
退職給付の支払額	△ 1,675百万円
期末における年金資産	53,704 百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	76,625 百万円
年金資産	△ 53,704 百万円
	22,920 百万円
非積立型制度の退職給付債務	11,313 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 10,809 百万円
未認識過去勤務費用	95 百万円
退職給付引当金	23,519 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	3,434 百万円
利息費用	520 百万円
期待運用収益	△ 858 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,404 百万円
過去勤務費用の費用処理額	△ 76 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,425 百万円

#### ⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内株式 41.3 % 生命保険一般勘定 35.5 % 国内債券 10.0 % 外国株式 6.9 % 外国債券 3.2 % その他 3.1 % 合計 100.0 %

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 35.4%含まれております。

#### ⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 0.6%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金2.5 %退職給付信託0.0 %

#### (3)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は216百万円であります。

# 2019年度 (2019 年 4 月 1 日から ) 損益計算書

(単位:百万円)

	(単位:百万円	<u> </u>
科目		
日	金 額  741,870  533,527  533,396  130  195,037  153,374  36  129,290  8,766  15,267  13  314  35,410  5,577  70  289  13,306  5,397  3,420	
	508 996 2,984	
金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	439, 176 93, 315 157, 816 110, 820 51, 404 25, 588 230 81, 409 81, 396 13 58, 867 3, 860 4, 979 1, 935 13, 342 17, 543 262 4, 288 8, 698 3, 955 92, 072 21, 444 4, 669 6, 788 8, 879 1, 106	
経     常     利     益       特     別     利     益       固     定     資     産     等     処     分     益	48, 899 5	5
特別 関 関 ( ( ( ( ( ( ( 	181 38 11, 466 37, 219 13, 646 △ 10, 540 3, 106 34, 113	9 6 0

#### (損益計算書の注記)

- 1. 子会社等との取引による収益の総額は909百万円、費用の総額は8,331百万円であります。
- 2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 20,386 百万円、株式等 11,143 百万円、外国証券 2,987 百万円、その他 892 百万円であります。
- 3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 47 百万円、株式等 643 百万円、外国証券 1,244 百万円であります。
- 4. 有価証券評価損の内訳は、株式等 6,689 百万円、外国証券 5,876 百万円、その他 776 百万円であります。
- 5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は2百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。
- 6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 2,946 百万円、売却益 0 百万円、償還益 1,731 百万円、評価損 9,658 百万円であります。
- 7. 金銭の信託運用益には、評価益が0百万円含まれております。
- 8. 金融派生商品収益には、評価益が3,696百万円含まれております。

2019年度 ( 2019 年 4 月 1 日から ) 基金等変動計算書 (2020 年 3 月 31 日まで )

10,000  $\triangle$  58,025 596,674 12,000 △ 100 10,000 540,021  $\triangle$  34,671  $\triangle$  10,000 29  $\Delta$  56,653 (単位:百万円) 落 谷 平 中 △ 58,025 288,855 346,880 評価· 換算差額 等合計 △ 58,025 椴 黎 洲 4,132 4,102  $\triangle$  29  $\triangle$  29 土地 再評価 差額金 쾓 · 換 ﴾ 囯 342,748 △ 57,995 284,752  $\triangle$  57,995 その他 有価証券 評価 差額金 盐 251,166 249,79410,000  $\triangle$  10,000 1,371 12,000 1 10,000 △ 100 1 1 29 34,671 基金等 合計 133,682  $\triangle$  100 123,054  $\triangle$  10,000 1 -29  $\triangle$  10,628  $\triangle$  34,671 無余 合 平  $\triangle$  105 34,113 60,633  $\triangle$  100  $\triangle$  2,731 57,901  $\triangle$  34,671 29  $\triangle$  2,000 1 167 767 別途 準備金 金 金  $\triangleright$  1 210  $\stackrel{\triangleright}{ }_1$ 209 不動産 圧縮 準備金 ₩ 平 糠 ₩  $^{2}$ 41,000 41,000 Ī 価格変動 積立金 6 ψ 平 倒 20,000 20,000 社員配当 平衡 積立金 1 単 基金償却 準備金 8,000 10,000 2,000 △ 8,000 ı  $\triangleleft$ 3,176 損失塡補 準備金 3,071 105 105 112112 Ι 再評価 積立金 106,000 10,000 116,000 10,000 基金償却 積立金 10,000 12,000 2,000 12,000  $\triangle$  10,000 土地再評価差額金の取崩 不動産圧縮準備金の取崩 社員配当準備金の積立 損失塡補準備金の積立 基金償却積立金の積立 基金償却準備金の積立 基金償却準備金の取崩 基金等以外の項目の 当期変動額 (純額) 基金利息の支払 当期変動額合計 基金の償却 基金の募集 当期純剰余 当期首残高 当期末残髙 当期変動額

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

# 富国生命保険相互会社 取締役会 御中

# きさらぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士安田 雄一 印業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐 野 修 ⑩ 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対

応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監查報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な 事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の 取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を 受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
  - (1)事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
  - (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

富国生命保険相互会社 監査役会 監査役(常勤) 真 中 尾 司 (EII) 澤 啓 吉 監 査 役(常勤) (EII) 津 嘉 澄 監 根 **印** 杳 役 禎 一 指 田 監 杳 役 (EII) 恭 平 高 橋 監 杳 役 (EII)

(注) 監査役根津嘉澄、指田禎一及び高橋恭平は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

## 報告事項 Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件

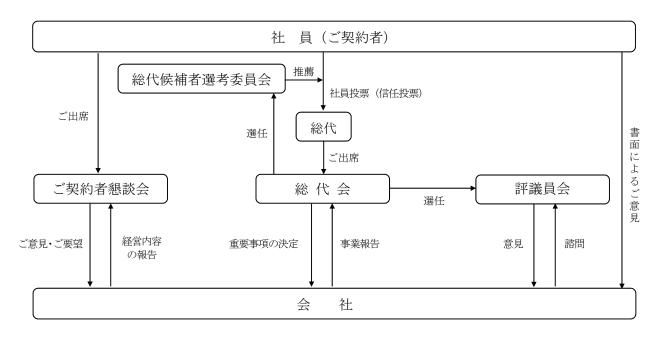
# 1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員\*となります。2020年3月末の社員数は172万1,326名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の 運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりませんが、社員数が非常に 多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代 会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事 項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

#### 相互会社の仕組み



#### 2. 総代選出

## (1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年(重任限度は2期8年)と定めています。 当社の社員数は約172万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映される よう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の 報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最 低でも1名を選出することとしています。

#### (2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社 員による社員投票(信任投票)を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご 意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票(信任投票)を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・ 性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考 えています。

なお、2020年の第22期総代改選に向け、2018年の第96回定時総代会において、総代候補者選考委員11名が選任されました。2018年11月に開催された第1回総代候補者選考委員会において、総代候補者選考基準が承認されました。延べ7回にわたる総代候補者選考委員会の審議を経て、120名の総代候補者が選考されました。2020年7月から8月にかけて社員投票が実施され、9月8日に第22期総代として就任する予定です。

○第22期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

#### 総代候補者選考基準 (2018年11月13日第1回総代候補者選考委員会承認)

- 1. 総代候補者の資格基準
  - 1) 2018 年 10 月末日時点において、当社の社員(有配当保険に加入のご契約者) であること。
  - 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
  - 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
  - 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。
- 2. 総代候補者の適格基準
  - 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
  - 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
  - 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。
- 3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの 選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言 やチェックを行うことができる人を選定する。
  - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
  - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
  - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
  - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。
- 4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海	道	7名	(現員数	7名)
東	北	11名	(現員数	9名)
関	東	44名	(現員数	42名)
中	部	20名	(現員数	19名)
近	畿	15名	(現員数	16名)
中	玉	9名	(現員数	9名)
兀	玉	4名	(現員数	4名)
九	州	10名	(現員数	10名)

#### 3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する 事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいてい ます。

2019年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

- (1) 第 133 回評議員会 (2019 年 6 月 14 日開催)
  - ・2018 年度業績状況の報告について
  - ・第97回定時総代会の報告事項と決議事項について
  - ・ご契約者懇談会の実施状況について
  - ・100 周年プロジェクトについて
- (2) 第 134 回評議員会 (2019 年 11 月 25 日開催)
  - ・第97回定時総代会におけるご意見・ご質問について
  - ・新中期経営計画について
- (3) 2020年3月の評議員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止としました。

#### 4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や 当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇 談会を1975年度から全国の支社で開催しています。

2019年度のご契約者懇談会は2020年1月から2月にかけて全国62支社すべてで開催し、総代79名を含む1,241名のご契約者にご出席いただきました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で 報告するとともに、積極的に会社経営に反映するよう努めております。

# 決議事項

# 総代会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 2019 年度剰余金処分案承認の件

当期未処分剰余金 579 億 169 万 3, 378 円及び不動産圧縮準備金取崩額 138 万 2, 623 円の計 579 億 307 万 6,001 円のうち、341 億 4,497 万 2,621 円を当期の剰余金処分額とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 315 億 4,797 万 2,621 円を繰り入れ、その他を損失塡補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。

任意積立金のうち基金償却準備金 24 億円につきましては、基金の償却に充てるために積み立てるものであります。

# 2019年度 (2019年4月1日から) 剰余金処分案

(単位:円)

			科	目				金額
当	期	未	処	分	剰	余	金	57, 901, 693, 378
任	意	積	立	金	取	崩	額	1, 382, 623
	不 動	産「	王縮	準 備	金	取	崩額	1, 382, 623
			計	†				57, 903, 076, 001
剰	余	:	金	処		分	額	34, 144, 972, 621
	社	員	配	当	準	備	金	31, 547, 972, 621
	差	引	純	剰		余	金	2, 597, 000, 000
	損	失	塡	補	準	備	金	95, 000, 000
	基		金		利		息	102, 000, 000
	任	Ţ	意	積		<u>1</u>	金	2, 400, 000, 000
	基	生 金	≳ 償	却	準	備	金	2, 400, 000, 000
次	期	繰	起	<u>戈</u> 乗	ij	余	金	23, 758, 103, 380

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

# 第2号議案 社員配当準備金分配の件

- 1. 2019年度末社員配当準備金609億2,291万9,141円と、2019年度剰余金から繰り入れました315億4,797万2,621円との合計額924億7,089万1,762円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。
- 2. 2020年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。
- (1) 個人保険契約及び個人年金保険契約
  - ① 5年ごと配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当] と [特別配当] の合計額が負値の場合は、当該合計額を0円とします。

[普通配当] a, b, c, dを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

- a. 利差益配当金 責任準備金に表1の配当率を乗じた金額
- b. 死差益配当金 危険保険金に表2の配当率を乗じた金額

を引上げといたします。

- c. 災害及び疾病関係配当金 入院日額に表3の(1)または(2)の配当率を乗じた金額 過去1年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に 対する配当(健康配当)を含みます。本配当案では、この健康配当の配当率
- d. 費差益配当金 保険金及び入院日額に表4の配当率を乗じた金額

#### [特別配当]

e. 毎年の健康特別配当金 契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表5の(1)または (2)の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表6の配当率を乗じた金額とします。本配当案では、この配当を新設いたします。

② 5年ごと利差配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当] と [特別配当] の合計額が負値の場合は、当該合計額を0円とします。

#### 「普通配当」

a. 利差益配当金 責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

#### [特別配当]

b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表7の(1)または(2)の 配当率を乗じた金額とします。

c. 5年ごと医療特別配当金(健康配当)

過去5年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした配当であり、5年 ごとの応当日を迎える医療保険契約に対し、入院日額に表8の配当率を乗じた 金額とします。本配当案ではこの配当率を引上げといたします。

d. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表9の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

e. 5年ごと高額加算特別配当金

5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表10の配当率を乗じた金額とします。

「満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表11の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表6の配当率を乗じた金額とします。本配当案では、この配当を新設いたします。

#### ③ 利益配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]の額が負値の場合は0円とします。

#### 「普通配当〕

a. 利差益配当金 責任準備金に表12の配当率を乗じた金額とします。

b. 死差益配当金 危険保険金に表13の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

c. 災害及び疾病関係配当金 特約保険金及び入院日額に<u>表14</u>の配当率を乗じた金額とします。

d. 費差益配当金 保険金に表15の配当率を乗じた金額に表16の配当金を加えた額とします。

「満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表11の配当率を乗じた金額とします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

#### (2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 団体定期保険契約及び総合福祉団体定期保険契約 死差益に表17の配当率を乗じた金額とします。
- ② 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約 責任準備金に表18の配当率を乗じた金額とします。
- ③ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約 次のa, b, c, d, e, fの合計額とします。
  - a. 死差益に表17の配当率を乗じた金額
  - b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表17の配当率を乗じた金額
  - c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表17の配当率を乗じた金額
  - d. 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約の死差益に表17の配当率を乗じた金額
  - e. 団体信用生命保険身体障害保障特約の死差益に表17の配当率を乗じた金額
  - f. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める 3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約の死差益に表17の配当率 を乗じた金額

ただし、a, b, c, d, e, fのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の配当率を乗じた額とします。

④ 団体信用就業不能保障保険契約 死差益に表17の配当率を乗じた金額とします。

#### ⑤ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表17の配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当 付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

#### ⑥ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表17の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約 経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額とします。
- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約 及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次のa, bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

- a. 経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額
- b. 遺族年金特約の死差益に表17の配当率を乗じた金額
- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約 次のa, bの合計額とします。
  - a. 経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額
  - b. 死差益に表17の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額
- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約 0円とします。

本配当案では、確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約及び新企業年金保険(H14)契約の利差益配当率を引下げといたします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成 給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表18の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約、新団体医療保険契約及び団体就業不能保障保険 契約]

死差益に表17の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

# 表1 利差益配当率

#### [平準払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.00%未満(注1)	1.15%と予定利率との差
予定利率1.00%以上1.50%未満	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満(注1)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上	1.70%と予定利率との差
養老保険及び個人年金保険(予定利率1.65%)	0.05%
養老保険及び個人年金保険(1.15%以下)	0.00%

<sup>(</sup>注1)5年ごと配当付保険契約において、予定利率1.65%以下の学資保険及び予定 利率1.65%の収入保障特約<逓減型>の配当率は0.00%

#### 「一時払契約〕

対象契約	配当率
予定利率1.00%以下	0.00%
予定利率1.00%超 2.00%未満	1.40%と予定利率との差
予定利率2.00%以上(注2)	1.60%と予定利率との差

<sup>(</sup>注2) 予定利率2.90%の一時払契約の配当率は△1.20%

# 表2 死差益配当率<例示>

特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、 収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(危険保険金100万円につき)

		配当率					
性別		到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

# |表3| 災害及び疾病関係配当率<例示>(災害及び疾病部分の配当率の合計) 医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

# (1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約 (入院日額1,000円につき)

	配当率						
性別		到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
男	196円	219円	300円	524円	1,098円	2,139円	
女	223円	358円	292円	386円	708円	1,447円	

上記には健康配当を含む。

#### (2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約 (入院日額1,000円につき)

			西己当	当率		
性別    性別						
	20歳	50歳	60歳	70歳		
男	130円	146円	200円	349円	732円	1,426円
女	148円	238円	195円	257円	472円	965円

# 表4 費差益配当率

(保険金100万円につき)

任	保険種類			
2009年4月2日以降の契約	特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険(告知不要型)	0円		

医療保険及び終身医療保険については入院日額1,000円に対する率。

# 表5 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、 定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期 保険特約の場合

## (1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

			西己当	当率		
性別 到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	220円	170円	300円	920円	1,940円	7,000円
女	50円	120円	100円	210円	370円	2,050円

# (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

			西己主	当率		
性別 到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

#### 表6 満期契約に対する長期継続特別配当率(医療保障部分)

+n.4/, 6- e-	
契約年度	配当率
2010年度	20%
2009年度	27%
2008年度	34%
2007年度	41%
2006年度	48%
2005年度	55%
2004年度	62%
2003年度	69%
2002年度	76%
2001年度	83%
2000年度	90%
1999年度	97%
1998年度	104%
1997年度	111%

上記の契約年度以外の配当率は0%とし、医療保障部分の年換算保険料に配当率を乗じる。なお、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とする。

表7 5年ごと健康特別配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の養老保険、終身保険、新医療保険、収入保障特約 及び定期保険特約の場合

#### (1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

			西己主	当率				
性別		到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳		
男	76.95円	77.90円	141.55円	355.30円	806.55円	2,141.30円		
女	27. 55円	46. 55円	91.20円	206. 15円	361.95円	889. 20円		

#### (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

配当率						
性別	性別        到達年齢					
20歳 30歳 40歳 50歳 60歳						70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の養老保険、終身保険、 医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

## (1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

			配当	当率		
性別         到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	49.50円	36.00円	67.50円	166.05円	449.55円	1,102.05円
女	13. 95円	19.80円	45.00円	101. 25円	204. 75円	524. 70円

## (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

			西己当	当率		
性別 到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円
女	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円	0.00円

|表8| 5年ごと医療特別配当率(健康配当)<例示>

契約日が2007年4月2日以降の新医療保険(120日型)及び

終身医療保険(120日型)の場合

(入院日額1,000円につき)

			佐宝郊八	の配当家				
	疾病部分の配当率							
性別  世別  到達年齢								
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳		
男	60.30円	81.40円	125.60円	231.10円	484.60円	951.10円		
女	86.40円	161.80円	120.00円	177.10円	316.90円	611.60円		

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は53.70円、 女性は36.80円。

# 表9 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

## (1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

			西己当	当率				
性別		到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳		
男	140円	90円	150円	560円	1,130円	4,850円		
女	20円	70円	0円	0円	0円	1, 160円		

## (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

				西己)	当率		
İ	性別			到達	年齢		
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
	男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の終身保険、医療保険、 新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

## (1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

	配当率					
性別	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	480円	110円	290円	820円	3,290円	8,590円
女	50円	70円	100円	240円	910円	4,220円

## (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

	配当率					
性別	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	290円	0円	70円	130円	1,830円	3,020円
女	20円	0円	70円	160円	880円	2,790円

## 表10 5年ごと高額加算特別配当率

(保険金100万円につき)

契約日	配当率
1999年4月1日以前	100円
1999年4月2日以降	0円

表11 満期契約に対する長期継続特別配当率(死亡保障部分)

契約年度	配当率
2010年度	10%
2009年度	15%
2008年度	20%
2007年度	25%
2006年度	30%
2005年度	35%
2004年度	45%
2003年度	55%
2002年度	65%
2001年度	75%
2000年度	85%
1999年度	95%
1998年度	105%
1997年度	115%
1996年度	125%

上記の契約年度以外の配当率は0%とする。

次の保険種類の年換算保険料に配当率を乗じる。

定期保険、定期保険特約(妻型を含む)、収入保障特約、逓減定期保険特約及び教育資金保障特約。

# 表12 利差益配当率

対象契約	配当率
予定利率1.00%未満(注1)	1.15%と予定利率との差
予定利率1.00%以上1.50%未満(注1)	1.65%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満(注2)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.70%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.50%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.40%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険(積立型)(注3)	1.55%と予定利率との差
一時払退職後終身保険及び年金支払特約	
予定利率1.50%未満	0.00%
予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差
予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差
予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差
予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差
災害死亡給付金付個人年金保険(一時払型)(注4)	1.40%と予定利率との差
養老保険(注5)	(保険期間10年未満の場合)
(予定利率2.25%以下の一時払契約)	0.70%と予定利率との差
個人年金保険	(保険期間10年以上の場合)
(予定利率2.00%未満の一時払契約)	1.10%と予定利率との差

- (注1)予定利率1.00%以下の年金支払移行特約の配当率は0.00%
- (注2)予定利率1.50%の年金支払移行特約の配当率は0.35%
- (注3)災害死亡給付金付個人年金保険(積立型)のうち2015年4月1日以降の契約 (予定利率1.15%及び1.35%)及び2017年4月2日以降の契約(予定利率0.65%) の配当率は0.00%
- (注4)災害死亡給付金付個人年金保険(一時払型)のうち2012年4月2日以降の契約 (予定利率0.90%及び1.20%)の配当率は0.00%
- (注5)養老保険(予定利率2.25%以下の一時払契約)のうち2012年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%及び0.95%)の配当率は0.00%

# 表13 死差益配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険 及び定期保険特約の場合

# (1) 更新前の契約

[配当回数10回目未満]

(危険保険金100万円につき)

		配当率					
性別	到達年齢						
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
男	240円	190円	310円	850円	1,840円	6,810円	
女	60円	130円	110円	210円	370円	1,930円	

## (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

			配当率				
Ī	性別		到達年齢				
Ī		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
	男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年4月2日以降 2007年4月1日以前の転換契約を除く 終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の 場合

## (1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上]

(危険保険金100万円につき)

	配当率					
性別	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	500円	160円	380円	940円	3,320円	8,660円
女	80円	90円	170円	360円	1,060円	3,780円

# (2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

		配当率					
性別		到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
男	300円	120円	90円	0円	1,170円	3,130円	
女	30円	40円	100円	260円	900円	2,880円	

# 表14 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率
災害関係特約	50~1,650円
災害入院特約	10~330円
疾病入院特約	30~530円
成人病特約(1987年4月2日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

# 表15 費差益配当率<例示>

(保険金100万円につき)

保険	配当率	
	養老保険、終身保険	250円
1999年4月2日以降の契約	個人年金保険	125円
	定期保険、定期保険特約	100円

# 表16 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合 (保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率
	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
4回目から9回目	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
10回目以上	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

# 表17 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

	配当率	
	団体定期保険	6%~97%
	総合福祉団体定期保険	14.0%~98.7%
	団体信用生命保険	10%~97%
	団体信用生命保険3大疾病保障特約	7%~85%
	団体信用生命保険がん保障特約	7%~85%
	団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約	10%~97%
団体保険	団体信用生命保険身体障害保障特約	10%~97%
	団体信用生命保険契約に特約を複数付加した 場合の特則	7%~85%
	消費者信用団体生命保険	10%~97%
	団体信用就業不能保障保険	16%~52%
	団体終身保険	25%~95%
	心身障害者扶養者生命保険	95%
	遺族年金特約	50%~95%
団体年金保険	団体生存保険 新団体生存保険	95%
その他の保険	医療保障保険 (団体型)	25%~70%
	新団体医療保険	25%~70%
	団体就業不能保障保険	10%~30%

# 表18 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

保険種類		配当率	
団体保険	予定利率1.50%未満	0.00%	
	予定利率1.50%以上2.00%未満	1.80%と予定利率との差	
	予定利率2.00%以上3.00%以下	1.60%と予定利率との差	
	予定利率3.00%超 4.00%以下	1.40%と予定利率との差	
	予定利率4.00%超	1.30%と予定利率との差	
	確定給付企業年金保険		
	新企業年金保険(H14)	1.60%と予定利率との差	
	厚生年金基金保険(H14)		
	新企業年金保険		
団体年金保険	企業年金保険		
	厚生年金基金保険	   1.20%と予定利率との差	
	国民年金基金保険	1.20/00 1 /24/11 2 5 /2	
	団体生存保険		
	新団体生存保険		
	拠出型企業年金保険(H14)	1.50%と予定利率との差	
	勤労者財産形成貯蓄積立保険		
財形保険	財形住宅貯蓄積立保険		
	勤労者財産形成給付金保険	1.50%と予定利率との差	
財形年金保険	財形年金保険		
	財形年金積立保険		

# 第3号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役全員(10名)が任期満了となります。 つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役11名の選任をお願いする ものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
ぱね やま ぱし でめ 米 山 好 映 (1950年 6月23日)	1974年 4月 当社入社 1998年 4月 総合企画室長 2002年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 2005年 7月 常務取締役 2009年 4月 取締役常務執行役員 2010年 7月 代表取締役社長社長執行役員 2011年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱(現任) (当社における担当) 人材開発本部 (重要な兼職) 日本信号株式会社 取締役

#### 【取締役候補者とした理由】

米山好映氏は2002年に取締役に就任し、2010年からは代表取締役社長として、当社の経営方針である「お客さま基点での人材育成」、「営業職員体制の強化」、「お客さま純増の実現」、「業務運営の効率化」に取り組んでおります。

同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

	1975年 4月 当社入社
	2000年 4月 法人営業部部長
	2001年 4月 年金業務部長
	2005年 4月 法人業務部長
	2005年 7月 取締役 法人業務部長委嘱
	2009年 4月 取締役執行役員 法人業務部長委嘱
藤原利秀	2009年 7月 執行役員 主計部長委嘱
滕	2010年 7月 取締役執行役員 主計部長委嘱
(1952年 1月 6日)	2011年 4月 取締役執行役員
	2014年 4月 取締役常務執行役員
	2017年 4月 取締役専務執行役員
	2019年 4月 取締役副社長執行役員 (現任)
	(当社における担当)
	営業企画部、業務部、営業管理部、年金コンサルティング部
【形絃犯伝述老し」を理由】	

#### 【取締役候補者とした理由】

藤原利秀氏は、これまで年金業務部門、法人業務部門、主計部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び 十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
襲 <sup>°</sup> 井 祐 記 (1952年 9月11日)	1976年 4月 当社入社 2001年 4月 有価証券部部長 2003年 4月 財務企画部長 2007年 7月 取締役 財務企画部長委嘱 2009年 4月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2009年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 (2014年3月まで) 2014年 4月 当社常務執行役員 2014年 7月 取締役常務執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 中期経営計画副担当委嘱 2019年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 (1919年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 (1919年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 (現任)

#### 【取締役候補者とした理由】

櫻井祐記氏は、これまで財務企画部門の長、富国生命投資顧問株式会社の代表取締役社長を務め、生命保険業に関 する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

林 俊 勝 (1958年11月 5日)	2014年 2016年 2019年	4月 4月 4月	取締役執行役員 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員(現任)
	2009年 2012年 2012年	7月 4月 4月 7月	融資部長 経理部長 執行役員 総合企画室長委嘱 取締役執行役員 総合企画室長委嘱

#### 【取締役候補者とした理由】

林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

1986年 4月 当社入社 2009年 6月 財務企画部長
2000年 6月 肚致久面如目
2009年 6月 財務企画部校
2016年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱
たた
ළ 部 <b>黎 彦</b> 2019年 4月 取締役執行役員
(1962年 4月29日) 2020年 4月 取締役常務執行役員(現任)
(当社における担当)
有価証券部、財務投資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部

#### 【取締役候補者とした理由】

渡部毅彦氏は、これまで財務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有してお ります。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
吉 村 博 人 (1948年11月 6日)	1971年 7月 警察庁入庁 1991年 1月 大阪府警察本部刑事部長 1995年 2月 鹿児島県警察本部長 1997年 1月 警視庁刑事部長 2001年 9月 警察庁刑事局長 2002年 8月 警察庁長官官房長 2004年 8月 警察庁大長 2007年 8月 警察庁長官(2009年6月まで) 2010年 12月 警察共済組合 理事長(2016年11月まで) 2017年 2月 セコム株式会社 上席顧問(現任) 2017年 7月 当社取締役(現任)

#### 【取締役候補者とした理由】

吉村博人氏は社外取締役候補者です。

同氏は、長年にわたる警察行政機関での経歴の中で、警察庁長官をはじめ要職を歴任し、2017年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。

当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。

	1974年 4月 日本開発銀行入行
	2006年 10月 日本政策投資銀行 理事
	2008年 10月 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
	2011年 6月 同行代表取締役副社長
	2015年 6月 同行代表取締役社長 (2018年6月まで)
やなぎ まさ のり 柳 正 憲	2018年 8月 一般財団法人日本経済研究所 理事長(現任)
柳 止 憲	2018年 8月 当社顧問 (2019年6月まで)
(1950年10月 6日)	2019年 6月 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 (現任)
	2019年 7月 当社取締役(現任)
	(重要な兼職)
	一般財団法人日本経済研究所 理事長
	近鉄グループホールディングス株式会社 取締役
「時效如及缺去」」と四十	

#### 【取締役候補者とした理由】

柳正憲氏は社外取締役候補者です。

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長に就任されております。2019年に当社の社外取締役に就任以降、企業経営及び金融・経済面に関する豊富な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。

当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。

なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。

	1981年 4月 当社入社
	2005年 1月 営業企画部長
	2007年 4月 総合企画室長(部長待遇)
	2010年 4月 東京支社長
	2012年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱
北村、東華	2016年 4月 執行役員
12 14 /44	2016年 7月 取締役執行役員
(1958年 4月16日)	2020年 4月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱(現任)
	(当社における担当)
	, — , — , — , — , — , — , — , — , — , —
	法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、
	契約サービス部、事務企画部
【正公司[日本]	2004 ) = 0.1 Hk

#### 【取締役候補者とした理由】

北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
くろ た けい いち 黒 田 啓 一 (1959年 3月 3日)	1982年 4月 当社入社 2004年 1月 徳島支社長 2006年 1月 人事部長 2011年 4月 契約管理部長 2012年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2014年 4月 事務企画部長 2017年 4月 執行役員 事務企画部長委嘱 2018年 4月 執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2018年 7月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2020年 4月 取締役執行役員 (現任) (当社における担当) コンプライアンス統括部、支払監査室、監査部

#### 【取締役候補者とした理由】

黒田啓一氏は、これまで支社長、人事部門、契約管理部門、事務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な 知識及び十分な業務経験を有しております。

また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

	1981年	4月	当社入社
	2007年	9月	株式部長
	2010年	4月	保険金部長
鳥居直之	2014年	4月	執行役員 総合企画室長委嘱
局 店	2019年	4月	執行役員 中期経営計画副担当委嘱
(1956年12月 9日)	2019年	7月	取締役執行役員 中期経営計画副担当委嘱(現任)
	(当社には	おける	3担当)
	総合企画	画室、	財務審査室、有価証券管理室

#### 【取締役候補者とした理由】

鳥居直之氏は、これまで株式部門、保険金部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十 分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	1988年 4	月 当社入社		
	2011年 4	月 主計部長		
	2017年 4月	月 保険計理人兼リスク管理統括部長		
	2018年 4月	ヲ 執行役員 保険計理人兼リスク管理統括部長委嘱		
(1965年 2月12日)	2020年 3月	ヲ 執行役員 リスク管理統括部長委嘱(現任)		
(1000   1),111				
	(当社における担当)			
	リスク管理統括部、主計部			
T 5. 公司 (马-14-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		_		

#### 【取締役候補者とした理由】

砂本直樹氏は、これまで主計部門、リスク管理統括部門の長及び保険計理人を務め、生命保険業に関する高度な知 識及び十分な業務経験を有しております。

同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
  - 3. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

#### [取締役選任基準]

以下の①から⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
  - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。
  - ・財務、会計、税務、法務、IT、または企業経営に関する優れた専門知識を持つこと。
  - ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。
  - ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。
- ⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。
- ⑥取締役の相互牽制を行えること。
- 4. 社外取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める独立性基準を踏まえて行っております。

#### [独立性基準]

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に年額1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。)
- D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者

※主要な取引先とは以下の状況をいう。

- ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
- ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
- ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。
- 5. 当社の社外取締役に就任してからの年数 (本総代会終結の時まで)
  - (1) 取締役候補者吉村博人氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって3年間であります。
  - (2) 取締役候補者柳正憲氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって1年間であります。
- 6. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者吉村博人氏及び柳正憲氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 7. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、2020年5月1日現在のものであります。

#### 監査役4名選任の件 第4号議案

今回の定時総代会の終結の時をもって、監査役 根津 嘉澄氏、指田 禎一氏、高橋 恭平氏及び吉澤 啓氏の 4名が任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職		
根 津 嘉 澄 (1951年10月26日)	1974年 4月 東武鉄道株式会社入社 1990年 6月 同社取締役 関連事業室長 1991年 4月 同社常務取締役 1993年 6月 同社代表取締役専務取締役 1995年 6月 同社代表取締役副社長 1999年 6月 同社代表取締役社長 2002年 7月 当社監査役(現任) 2018年 4月 東武鉄道株式会社 代表取締役社長社長執行役員(現任) (重要な兼職) 東武鉄道株式会社 代表取締役社長社長執行役員 株式会社松屋 取締役		

#### 【監査役候補者とした理由】

根津嘉澄氏は社外監査役候補者です。

同氏は、現在、東武鉄道株式会社の代表取締役社長社長執行役員に就任されております。2002年に当社の社外監査 役に就任以降、企業経営者としての豊富な知見・経験等を基に、当社取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率 的に遂行されております。引き続き、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献していただけ るものと期待できることから、当社の社外監査役として適任であると判断いたしました。

なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外監査役の「独立性基準」を満たしております。

着 橋 恭 平 (1944年 7月17日)	1968年	4月	昭和電工株式会社入社		
	2002年	3月	同社常務取締役		
	2004年	3月	同社専務取締役		
	2005年	1月	同社代表取締役社長		
	2007年	1月	同社代表取締役社長兼社長執行役員		
			最高経営責任者 (СЕО)		
	2011年	1月	同社代表取締役会長		
	2015年	3月	同社取締役会長		
	2016年	7月	当社監査役(現任)		
	2017年	1月	昭和電工株式会社 取締役		
	2017年	3月	同社相談役(現任)		
	(重要な兼職)				
	昭和電工株式会社 相談役				
	丸紅株式会社 取締役				

#### 【監査役候補者とした理由】

高橋恭平氏は社外監査役候補者です。

同氏は、昭和電工株式会社の代表取締役社長などを歴任し、現在、同社の相談役に就任されております。2016年に 当社の社外監査役に就任以降、企業経営者としての豊富な知見・経験等を基に、当社取締役の職務執行の監査を的 確、公正かつ効率的に遂行されております。引き続き、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に 貢献していただけるものと期待できることから、当社の社外監査役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外監査役の「独立性基準」を満たしております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職		
光 答 邦 夫 (1956年 5月 1日)	1980年 4月 日本冷蔵株式会社(現 株式会社ニチレイ)入社 2005年 4月 株式会社ニチレイプロサーヴ 取締役常務執行役員 2010年 6月 株式会社ニチレイ 執行役員事業経営支援部長兼経営企画部長 2012年 4月 株式会社ニチレイプロサーヴ 代表取締役社長(2013年3月まで) 2012年 6月 株式会社ニチレイ 取締役執行役員 経営企画部長 2013年 6月 同社代表取締役社長 2016年 6月 株式会社ファイネット 代表取締役社長(現任) 2019年 4月 株式会社ニチレイ 代表取締役会長(現任) (重要な兼職) 株式会社ニチレイ代表取締役会長 株式会社ファイネット代表取締役会長		

#### 【監査役候補者とした理由】

大谷邦夫氏は社外監査役候補者です。

同氏は、株式会社ニチレイの代表取締役社長などを歴任し、現在、同社の代表取締役会長に就任されております。 企業経営者としての豊富な知見・経験等を基に、当社取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行され、 また、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献していただけるものと期待できることから、 当社の社外監査役として適任であると判断いたしました。

なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外監査役の「独立性基準」を満たしております。

	1976年 4月 当社入社 2009年 4月 融資部長 2012年 4月 富国生命投資顧問株式会社 常務取締役 (2 2014年 7月 当社監査役 (現任)	2014年6月まで)
(1953年11月22日)	2014年 7月 当社監査役(現任)	

#### 【監査役候補者とした理由】

吉澤啓氏は、融資部門の長、富国生命投資顧問株式会社の常務取締役を務め、生命保険業に関する高度な知識及び 十分な業務経験を有しております。

また、現在、監査役として、当社の監査業務を適切に遂行しております。

同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、また、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるものと期待できることから、引き続き、当社の監査役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
  - 2. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
  - 3. 監査役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

#### 〔監査役選任基準〕

以下の①~⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
  - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
  - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持つこと。
- ⑤監査役として必要とされる財務、会計、および法務に関する知識を持つこと。
- ⑥中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

4. 社外監査役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める独立性基準を踏まえて行っております。

#### [独立性基準]

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に年額1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、 会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属す る者をいう。)
- D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者

※主要な取引先とは以下の状況をいう。

- ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
- ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
- ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。
- 5. 当社の社外監査役に就任してからの年数 (本総代会終結の時まで)
- (1) 監査役候補者根津嘉澄氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって18年間であります。
- (2) 監査役候補者高橋恭平氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって4年間であります。
- 6. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役候補者根津嘉澄氏及び高橋恭平氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であり、また、大谷邦夫氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定でおります。
- 7. 略歴、地位及び重要な兼職については、2020年5月1日現在のものであります。